

新潟県条例第11号

新潟県職業能力開発促進法関係手数料条例の一部を改正する条例

新潟県職業能力開発促進法関係手数料条例（平成12年新潟県条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手数料を納めなければならない者	名 称	手数料の額	手数料を納めなければならない者	名 称	手数料の額
(略)			(略)		
3 法第46条第2項に規定する技能検定試験を受けようとする者（在校生を除く。）	技能検定試験手数料	実技試験を受ける場合にあっては1件につき <u>1万7,300円</u> （機械検査及び婦人子供服製造にあっては <u>1万4,300円</u> 、和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図及び電気製図にあっては <u>1万2,700円</u> ）、学科試験を受ける場合にあっては1件につき3,100円	3 法第46条第2項に規定する技能検定試験を受けようとする者（在校生を除く。）	技能検定試験手数料	実技試験を受ける場合にあっては1件につき <u>1万7,000円</u> （機械検査及び婦人子供服製造にあっては <u>1万4,100円</u> 、和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図及び電気製図にあっては <u>1万2,500円</u> ）、学科試験を受ける場合にあっては1件につき3,100円
4 法第46条第2項に規定する技能検定試験を受けようとする在校生	技能検定試験手数料	実技試験を受ける場合にあっては1件につき <u>1万1,500円</u> （機械検査及び婦人子供服製造にあっては <u>9,500円</u> 、和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図及び電気製図にあっては <u>8,400円</u> ）、学科試験を受ける場合にあっては1件につき3,100円	4 法第46条第2項に規定する技能検定試験を受けようとする在校生	技能検定試験手数料	実技試験を受ける場合にあっては1件につき <u>1万1,300円</u> （機械検査及び婦人子供服製造にあっては <u>9,400円</u> 、和裁、テクニカルイラストレーション、機械・プラント製図及び電気製図にあっては <u>8,300円</u> ）、学科試験を受ける場合にあっては1件につき3,100円
(略)			(略)		
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。